

REIT NEWSLETTER

2024 年 11 月号 (Vol.34)

**投資法人・資産運用会社におけるウェブサイトでの公表義務や
投資法人登録簿の公衆縦覧に関する制度改正等**

I. はじめに

II. 金商法等改正

III. 社振法等改正

IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 尾本 太郎

TEL.03-6212-8307

taro.omoto@mhm-global.com

弁護士 武内 香奈

TEL.03-6266-8918

kana.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 尾登 亮介

TEL.03-6266-8970

ryosuke.onobori@mhm-global.com

I. はじめに

2024 年 10 月 30 日、金融庁は 2023 年 11 月 20 日に成立した①令和 5 年金融商品取引法等の一部改正（以下「令和 5 年金融商品取引法等改正」といいます。）と②令和 5 年情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部改正（以下「令和 5 年社振法等改正」といいます。）のうち、1 年以内施行部分に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等をそれぞれ公表し、同年 11 月 1 日に令和 5 年金融商品取引法等改正と令和 5 年社振法等改正のうち 1 年以内施行部分が施行されました（以下改正部分をそれぞれ「金商法等改正」及び「社振法等改正」といい、併せて「本改正」といいます。）¹²³。

本改正事項は多岐にわたりますが、金融商品取引業者が標識掲示義務と併せて負うことになったウェブサイトでの公表義務の詳細や、投資法人登録簿の情報のうち公衆の縦覧の対象から除外される部分の具体的な内容など、投資法人や資産運用会社に影響が及ぶ事項が含まれています。

本ニュースレターでは、本改正のうち、投資法人・資産運用会社に関連する事項を紹介いたします。なお、本改正の全てを紹介しているわけではない点にご留意ください。

¹ 令和 5 年金融商品取引法等改正及び令和 5 年社振法等改正のうち、投資法人や資産運用会社に関連する内容については、[REIT NEWSLETTER 2023 年 7 月号 \(Vol.27\)](#) をご参照ください。なお、本ニュースレターでは REIT NEWSLETTER 2023 年 7 月号 (Vol.27) でご紹介した「最善利益義務」の改正内容については割愛している点にはご留意下さい。

² なお、令和 5 年金融商品取引法等改正及び令和 5 年社振法等改正のうち 1 年 6 月以内施行分に係る政令・内閣府令案等に関しては、それぞれ 2024 年 10 月 23 日付でパブリックコメントの受付に付されています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241023/20241023.html>

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241023-2/20241023.html>

³ なお、金融庁は、2024 年 11 月 20 日、令和 5 年金融商品取引法等改正の 1 年以内施行分に係る政令・内閣府令案等のうち、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令 14 条（勧誘方針の公表の方法）の改正と金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表に関する内閣府令に対するパブリックコメントの結果を公表し、これらについては同年 12 月 15 日から施行される予定です。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241120/20241120.html>

REIT NEWSLETTER

II. 金商法等改正

1. ウェブサイトでの公表義務

(1) 標識と同内容のウェブサイトでの公表義務

金融商品取引業者等⁴は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）上、営業所又は事務所ごとの標識の掲示義務を負っています（金商法 36 条の 2 第 1 項）。

本改正後は、標識の掲示義務に加えて、自身のウェブサイト⁵上で商号、名称又は氏名等の所定の事項を公衆の閲覧に供する義務（ウェブサイトでの公表義務）も負うこととなりますが、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合にはウェブサイトでの公表義務を負わないとされています（金商法 36 条の 2 第 2 項、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）71 条 2 項）。

金融商品取引業者等がウェブサイトでの公表義務を負わない場合は以下の通りとなりました（金商業等府令 71 条 4 項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① その常時使用する従業員⁶⁷の数が 20 人以下である場合② そのウェブサイトがない場合⁸ |
|---|

したがって、金融商品取引業者である資産運用会社は、常時使用する従業員が 20 名以下である場合又はウェブサイトがない場合でない限り、ウェブサイトでの公表義務を負うこととなります⁹。

もっとも、パブコメと併せて公表された金融庁から事業者への要請文¹⁰において、「法令上の適用除外基準に該当する事業者についても、可能な場合には、掲示を義務付けられている情報をインターネットでも公表することが望ましいため、貴社（注：事業者）においても情報の公表方法について適切に検討を行うこと」が要請

⁴ 「金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関をいいます（金商法 36 条の 2、34 条）。そのため、資産運用会社は、標識と同内容のウェブサイトでの公表義務の対象となりますが、投資法人は対象とはなりません。

⁵ 「ウェブサイト」については、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることができる一般に公開されているものが想定されています（2024 年 10 月 30 日付令和 5 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行部分）に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメント（以下「パブコメ」といいます。）35 番）。

⁶ 「常時使用する従業員」については、労働基準法 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を想定しており、例えば派遣社員についても、当該条文をもとに個別に判断される必要があるとされています（パブコメ 40 番）。

⁷ 「従業員」の数には、取締役や監査役といった役員の数を含めないものとされています（パブコメ 42 番）。

⁸ 金融商品取引業者固有のウェブサイトが存在しない一方で、当該金融商品取引業者が所属するグループのウェブサイトが存在し、当該ウェブサイトが必要に応じてグループ内の個社の情報を掲載することが可能な場合は、基本的には「そのウェブサイトがない場合」に該当しないと解されているので（パブコメ 44 番）、留意が必要です。

⁹ 適用除外要件は、両方の要件に該当する必要はなく、いずれかに該当する場合には公表義務を負わないものとされています（パブコメ 41 番）。

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241030-2/42.pdf>

REIT NEWSLETTER

されています。投資法人の資産運用会社は、私募 REIT のみを運用している場合も含め、自社のウェブサイトを開設されている場合が多いと思われるため、上記の金融庁の要請の趣旨を踏まえると、基本的には規模の大小を問わずウェブサイトでの公表を行うことが望ましいということになると考えられます。

公表義務を負う場合、ウェブサイトで公表しなければならないのは以下の事項になります（金商法 36 条の 2 第 2 項、金商業等府令 71 条 3 項）。そのうち、投資法人の資産運用会社に特に関連する事項は①から⑤になると考えられます（具体的には下線を引いた部分です。）。本改正後は資産運用会社のウェブサイトの会社概要等の一般の消費者・利用者がアクセスしやすいページにおいて、わかりやすく記載することが必要になる点に注意が必要です¹¹¹²。

- | |
|--|
| <p>① <u>商号、名称又は氏名</u></p> <p>② <u>金融商品取引業者又は登録金融機関である旨</u></p> <p>③ <u>金融商品取引業者である場合には、金融商品取引業の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の種別をいう。）</u></p> <p>④ <u>登録番号</u></p> <p>⑤ <u>加入している金融商品取引業協会の名称</u></p> <p>⑥ 第一種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ. その旨</p> <p>ロ. 当該第一種少額電子募集取扱業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨</p> <p>ハ. 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が金商法 79 条の 56 第 1 項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）</p> <p>⑦ 第二種少額電子募集取扱業者である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ. その旨</p> <p>ロ. 当該第二種少額電子募集取扱業者が行う第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨</p> <p>⑧ 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金商法 29 条の登録を受けた金融商品取引業者である場合には、その旨</p> |
|--|

¹¹ バブコメ 36 番等

¹² ウェブサイトでの公表義務に違反した場合、30 万円以下の罰金の対象となります（金商法 205 条の 2 の 3 第 3 号）。

REIT NEWSLETTER

(2) 廃業等の公告

金融商品取引業者等は廃業等¹³についての公告及び営業所・事業所での掲示（金商法 50 条の 2 第 6 項）を行う際にも、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告を行う場合には、原則として掲示の内容をウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供することが求められることになりました（金商業等府令 205 条 1 項後段）¹⁴¹⁵。

(3) オープンエンド型の投資法人における払込金額・払戻金額の公示方法

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）上、投資法人が投資口を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度役員会の承認を受けなければならないのが原則ですが（投信法 82 条 1 項）、オープンエンド型の投資法人¹⁶においては、発行期間を定め、その発行期間内における募集投資口を引き受ける者の募集について、役員会の承認を一括して求めることができることとされており、その場合投資法人は確定した募集ごとの払込金額を公示しなければならないとされています（投信法 82 条 2 項・4 項）。

この払込金額の公示に関して、従前は①国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載か②募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行う全ての一般事務受託者の営業所における掲示のいずれかによることが必要であったところ、本改正後はこれに加えて投資法人のウェブサイトがある場合にはそのウェブサイトへの掲載も行うことが求められるようになりました（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）134 条 1 項）。

また、オープンエンド型の投資法人が投資口の払戻しを行う局面においても、投信法上、投資法人はその投資口の払戻金額をあらかじめ公示することができることとされているところ（投信法 126 条）、その場合の払戻金額の公示方法も上記の払込金額の公示と同様の方法によることとされました（投信法施行規則 171 条 1 項）。

¹³ 「廃業等」とは、具体的には、金融商品取引業又は登録金融機関業務（投資助言・代理業を除きます。）の廃止をし、合併（当該金融商品取引業者等が合併により消滅する場合の当該合併に限ります。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする場合をさします（金商法 50 条の 2 第 6 項）。

¹⁴ もっとも、標識と同内容のウェブサイトでの公表義務と同様、①その常時使用する従業員の数が 20 人以下である場合、②そのウェブサイトがない場合には義務を負いません（金商業等府令 205 条 1 項後段）。

¹⁵ その他、最良執行方針等の公表（金商法 40 条の 2 第 2 項）についても、本改正後は同様にウェブサイトでの公表が求められることとなっています（金商業等府令 124 条 3 項 3 号）。もっとも、最良執行方針等の作成・公表義務は基本的に第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者等が対象となっており、投資運用業のみを行う金融商品取引業者等は対象とならないとされています（2007 年 7 月 31 日付金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等に関するパブリックコメント 421 頁 5 番・6 番）。

¹⁶ 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある投資法人をいいます（投信法 86 条 1 項参照）。

REIT NEWSLETTER

2. その他の改正

(1) 事業報告書

金商法上、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者¹⁷を除きます。）は、事業年度ごとに事業報告書を作成して、事業年度経過後 3 か月以内に当局に提出する義務があります（金商法 47 条の 2）。

本改正においては、事業報告書の様式（金商業等府令別紙様式第 12 号）が変更されており、例えば、新たに以下の事項の記載が必要になります。

- | |
|---|
| <p>① 表紙において<u>金融商品取引業者のウェブサイトのアドレス¹⁸（そのウェブサイトがない場合にはその旨）</u>を記載</p> <p>② 「1 業務の状況 (7) 役員及び使用人の状況 ①役員及び使用人の総数」の項目において、<u>当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が 20 名以下である場合にはその数を欄外に注記</u></p> |
|---|

上記「1. ウェブサイトでの公表義務」に記載したウェブサイトでの公表義務（の適用除外基準）を踏まえた記載事項と考えられますが、実際の公表の有無にかかわらず、事業報告書の記載事項が変更される点には留意が必要です。

なお、この事業報告書の様式の変更には経過措置が設けられており、本改正の施行日である 2024 年 11 月 1 日以後に終了する事業年度に係る事業報告書から適用され、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、改正前の様式に従って作成することになります（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則 4 条 1 項）。

(2) 説明書類又は事業報告書の写しの公表

金商法上、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者¹⁹を除きます。）は、事業年度ごとに説明書類（事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書類であり、金商業等府令別紙様式 15 号の 2 により作成されたもの）又は事業報告書の写しを、全ての営業所・事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するか、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされています（金商法 47 条の 3、金商業等府令 183 条 1 項）。

本改正においては、金商業等府令別紙様式 15 号の 2 が変更されており、例えば以

¹⁷ 第一種金融商品取引業を行う者は金商法 46 条の 3 に基づき事業報告書の作成・提出義務を負います。

¹⁸ 一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトが複数ある場合には、それぞれにおいて、必要事項を掲載する必要があり、金商業等府令別紙様式 12 号にも複数のアドレスを記載する必要があるものと考えられるとされています（パブコメ 46 番）。

¹⁹ 第一種金融商品取引業を行う者は金商法 46 条の 4 に基づき説明書類の縦覧義務を負うところ、本文に記載した規律は、第一種金融商品取引業を行わない資産運用会社に適用されるものになります。

REIT NEWSLETTER

下の事項の記載が不要になります。

- | |
|---|
| <p>① 表紙において<u>金融商品取引業者の所在地に係る部分</u></p> <p>② 「1 業務の状況 (9) 株主の状況」の項目において、<u>株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分</u></p> |
|---|

また、説明書類の代わりに事業報告書の写しを公衆縦覧に供する又は公表する場合においても、同様に①当該金融商品取引業者の所在地に係る部分と②株主の状況のうち住所又は所在地に係る部分は公衆縦覧又は公表の対象から除かれる形となっています（金商業等府令 183 条 1 項各号）。

この改正に関して、金融庁からは「一般論としては、個人情報保護の観点から留意を行った上で、事業報告書全体の写しを公表することは、否定されるものでない」との見解が示されており（パブコメ 45 番）、該当部分を除かずに事業報告書全体の写しを公表することも許容されと考えられます。

なお、この説明書類に関する規律にも経過措置が設けられており、本改正の施行日である 2024 年 11 月 1 日以後に終了する事業年度に係る説明書類から適用され、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、改正前の規律に従うこととなります（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則 4 条 3 項）。

(3) 投資法人の営業報告書

投信法上、登録投資法人は、営業期間ごとに、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後 3 か月以内に、これを管轄財務局長に提出しなければならないとされています（投信法 212 条）。

本改正後は、この営業報告書の様式が変更され、オープンエンド型の投資法人においては、投資法人のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあってはその旨）を記載することとなります（投信法施行規則 256 条 1 項、投信法施行規則別紙様式第 18 号）。

上記「1. ウェブサイトでの公表義務 (3) オープンエンド型の投資法人における払込金額・払戻金額の公示方法」に記載したウェブサイトへの掲載義務を踏まえた記載事項と考えられますが、オープンエンド型の投資法人に関しては営業報告書の記載事項が変更される点に留意が必要です。

なお、この営業報告書の様式の変更には経過措置が設けられており、本改正の施行日である 2024 年 11 月 1 日以後に終了する営業期間に係る営業報告書から適用され、施行日前に終了した営業期間に係る営業報告書については、改正前の様式に従って作成することとなります（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則 6 条）。

REIT NEWSLETTER

Ⅲ. 社振法等改正

社振法等改正においては、投資法人登録簿の公衆縦覧に関する規律が変更されています。

投信法上、投資法人の登録が行われた場合には投資法人登録簿に記載の情報が公衆縦覧されますが、本改正後は公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがある部分が公衆縦覧の対象から除かれることとされました（投信法 189 条 3 項）。

その具体的な除外部分は以下の通りとなりました（投信法施行規則 217 条の 2）。今後、これらの部分については公衆縦覧されないこととなります。

- ① 執行役員、監督役員及び会計監査人（個人に限る。）の住所に係る部分
- ② 主要な投資主（個人に限る。）の住所に係る部分
- ③ 一般事務受託者（個人に限る。）の住所に係る部分
- ④ 海外不動産保有法人の役員に関する事項（当該役員（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分
- ⑤ 海外不動産保有法人の資産の管理及び処分に関する事項（取得する資産の内容、取得の時期及び譲受人に関する事項を含む。）のうち、譲受人に関する事項（当該譲受人（個人に限る。）の住所に限る。）に係る部分

なお、投資法人登録簿に関しては、金融商品取引業者登録簿と併せて、電子メール等による縦覧も可能とする金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改訂に係るパブリックコメント手続（意見の期限は 2024 年 11 月 14 日）も実施されています²⁰。

Ⅳ. おわりに

以上のように、2024 年 11 月 1 日から令和 5 年金融商品取引法等改正と令和 5 年社振法等改正の一部が施行されており、投資法人・資産運用会社におけるウェブサイトでの公表や報告書・説明書類の作成の実務に影響が及ぶ事項が含まれています。特に、ウェブサイトでの公表義務に関しては、パブリックコメントの公表と併せて 2024 年 10 月 30 日付で金融商品取引業者や投資法人向けの要請文を発して²¹、対応の徹底を要請しているところであり、各投資法人・資産運用会社においても、ウェブサイトの記載や運用について見直しを行うことが望まれます。

本改正に関してご不明な点等ございましたら、当事務所の弁護士までご相談ください。

²⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241015/20241015.html>

²¹ 投資法人向けについては、<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241030-2/44.pdf>

REIT NEWSLETTER

金商法等改正と社振法等改正の投資法人・資産運用会社への影響のまとめ

改正法	改正事項	影響を受ける主体	
金商法等改正	ウェブサイトで の 公表	標識と同内容の公表義務	資産運用会社
		廃業等の公告における公表義務	資産運用会社
		最良執行方針等の公表義務	原則なし (第一種金融商品取引業を行っている資産運用会社)
		払込金額・払戻金額の公示の際の公表義務	オープンエンド型投資法人
	その他の 改正	事業報告書の記載事項の追加	資産運用会社
		説明書類の記載事項の限定	資産運用会社 ²²
		公衆縦覧・公表する事業報告書の写しの範囲の限定	資産運用会社 ²³
		営業報告書の記載事項の追加	オープンエンド型投資法人
社振法等改正	投資法人登録簿の公衆縦覧の対象の限定	投資法人	

文献

- 論文 「グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール）が外国籍ファンド投資に与える影響（上）（下）」
- 掲載誌 金融法務事情 No.2243、No.2244
- 著者 坂東 慶一

²² 第一種金融商品取引業を行わない資産運用会社を想定

²³ 第一種金融商品取引業を行わない資産運用会社を想定